

令和5年12月22日
文化庁著作権課

「著作権法施行令の一部を改正する政令案」に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

標記のパブリックコメント募集について、令和5年10月31日から令和5年11月29日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、本件に係る御意見を2件いただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見の概要及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

| 分野 | 主な御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|---|--|
| 行政 審判 手続 を規 定す る法 律の うち 公衆 送信 等が でき るも のに つい て | <p>本改正の対象となる政令の条項は何か。</p> <p>「実用新案法・商標法・意匠法」における行政審判手続においても、公衆送信等が可能であることを説明及び周知いただきたい。</p> <p>新第41条の2第2項では、『特許法』(昭和34年法律第121号)その他政令で定める法律の規定による『行政審判手続』と記載されている。一方、「実用新案法・意匠法・商標法」にも行政審判に係る規定があるが、これらの法律における審判等は、一部特許法の準用規定はあるものの、各々の法律によって規定されている。しかし、政令案には、「実用新案法・意匠法・商標法」が含まれていない。</p> <p>この点に関し、新第42条の2第1項第1号には、特許法・実用新案法・意匠法・商標法の審査手続における複製が可能である旨の規定があり、新第42条の2第2項では同号に係る公衆送信等を認める規定がある。この規定から、「実用新案法・商標法・意匠法」の行政審判中の審査手続における公衆送信等が可能と解釈できるかもしれない。しかし、新第41条の2第2項において『特許法』が文言上挙げられているがために、新第41条の2第2項の射程と、新第42条の2第2項の射程、及び両者の棲み分けがわかりにくくなっている(特許法に規定する行政審判手続における公衆送信等は、新第41条の2第2項のみにより可能になっているのか、または新第42条の2第2項によっても可能になっているのか。また、新第41条の2第2項のみにより可能になっている場合、実用新案法・商標法・意匠法における特許法の準用により、これら法律の政令規定は不要ということなのか。)</p> <p>結果、「実用新案法・商標法・意匠法の行政審判手続」における公衆送信等が如何なる理由により可能となっているのか否か、わかりにくい。</p> <p>そこで、「実用新案法・商標法・意匠法」における行政審判手続において、公衆送信等が如何なる理由により可能であるのか、説明及び周知をお願いしたい。</p> | <p>本改正に当たっては、著作権法施行令第2章に第2条の4を加えることとしています。</p> <p>改正後の著作権法(以下「法」という。)第42条の2第1項第1号に規定されるとおり、行政庁の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続については、同条第2項で定めるとおり、必要と認められる限度において、公衆送信等を行うことができるとされています。</p> <p>また、改正後の法第41条の2第2項については、特許法その他政令で定める法律の規定による行政審判手続については、必要と認められる限度において、公衆送信等を行うことができるとされております。</p> <p>「政令で定める法律」については今回の改正で定める16の法律です。本改正では、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴って行われる行政審判手続のうち、著作物の公衆送信や公の伝達を行うもののうち、現時点において必要性が認められるものを規定しており、いただいた御意見も踏まえ、制度所管庁とも相談してまいります。</p> |

※このほか、今回の政令改正に関係しないご意見が1件ございました。